

宮城県古川工業高等学校 部活動指導方針

1 本校における部活動の意義

部活動は、同じ目的を持った仲間と、学級や学年を越えて活動することで、人間性や社会性を磨くことができる等の教育的意義が大きい。このため、本校では部活動を積極的に推奨する。

2 活動計画の策定

競技の特性等を考慮し、部活動ごとに活動計画を策定し実施する。また、活動内容については、生徒の心身の状態や生徒・保護者の要望等に配慮し、年間を通じて生徒の健全な成長に向けた取り組みを行う。

3 学期中の休養日

休養日は週あたり平日は少なくとも1日以上設定する。土曜日・日曜日も1日以上設定することを基本とするが、各種試合や施設使用等のない日および考査前期間、定期考査日等に適宜休養日を設定する。特に、考査期間前7日間及び定期考査日は、原則部活動禁止期間とするが、届け出により校長が特別な事情があると認める場合には、1時間程度の部活動を行うことができる。

4 長期休業中の休養日

年末年始および長期休業期間等に、休養期間（オフシーズン）を設定し、連続した複数日の休養を確保する。

5 ハイシーズンの設定

活動時期にハイシーズンを設定することができる。ハイシーズンは公式大会（総体、国体、新人大会、主要な選手権大会等）前の1ヶ月を上限とし、届け出により校長が特別な事情があると認める場合に限る。

6 1日の活動時間

活動時間は平日2時間程度、休業日3時間程度を基本とするが、競技の特性に応じた身体的・精神的疲労を考慮して設定する。活動時間内においても、生徒に水分や栄養、休息を十分に与えるものとする。また、ハイシーズン等、届け出により校長が特別な事情があると認める場合には、適切な範囲内において活動時間の延長ができる。

7 朝練習

部活動における朝練習は原則禁止とする。但し、届け出により校長が特別な事情があると認める場合には、放課後の活動を、朝の時間帯に配分するなどして活動できる。